

Português

INFORMAÇÕES ÚTEIS

外国語情報コーナー

English

USEFUL INFORMATION

リサイクル展

日本語記事は9ページにあります。

Exposição de Reciclagem

Distribuição gratuita de móveis, bicicletas para o re-uso

▼**Data:** 23 de novembro (quarta-feira), a partir das 9hs às 9:30

▼**Local:** Pátio do estacionamento norte da prefeitura.

※Os objetos de vários interessados, estes

serão sorteados a partir das 10hs.

▼**Informações:** Depto Meio Ambiente (ramal 217)

A Recycling Goods Giveaway

Used domestic articles, such as furniture, bicycles and so on will be given away free from 9:00a.m. to 9:30a.m.

If many people want the same goods, drawing of lots will be held at 10:00a.m.

▼**Date:** Wednesday, November 23

▼**Place:** North Parking Area of the City Hall

▼**Information:** Environmental Division (Ex.217)

11月の無料相談

※相談日が祝日にあたる場合はお休みになります。

〇〇市役所 市民相談コーナー〇〇

▷ところ 市役所1階南側の外国人相談コーナー

相談ごと	とき	問合せ
外国人相談 (ポルトガル語の通訳など)	月～金曜日 午前9時30分～正午 午後1時～4時	外国人相談コーナー (内線159)

▷ところ 市役所2階南西側の市民相談コーナー

相談ごと	とき	問合せ
市民相談 (市役所での手続きなど一般相談)	月～金曜日 午前9時～正午 午後1時～4時	市民相談コーナー (内線204) または 市民課 (内線198)
多重債務相談 (要予約)	毎月第2・第4火曜日 午後3時～5時15分	
消費生活相談 (消費者のトラブル相談など)	毎週金曜日 午後1時～4時	市民相談コーナー (内線202)または 経済課(内線212)
高齢者職業 支援相談 障がい者職業 支援相談	毎週火・水・金曜日 (祝日を除く) 午前9時～正午 午後1時～4時	市民相談コーナー (内線203)または 経済課(内線211) 福祉課(内線142)

〇〇各種専門分野 相談コーナー〇〇

市では、税務全般、教育・子育て支援、高齢者の健康管理、障がい福祉など専門的な分野の相談業務を次のとおり実施しています。お気軽にご相談ください。

相談ごと	とき	ところ	担当課
税務相談	11月21日(月) 午前9時～正午	市役所2階 打合室②南	税務課 市民税係 (内線137)
教育相談	毎月第1・第3金曜日 午後1時～3時	市役所2階 第4相談室	学校教育課 (内線276・277)
児童相談	毎週月～金曜日 午前9時～午後5時	市役所2階 第5相談室	子ども課 (内線223)
福祉相談 (身体障がい者)	11月20日(日) 午前10時～正午	身体障害者福祉 センター (福祉体育館内)	長寿介護課 施設係 (☎82-5151)
手話相談 (聴覚障がい者)	毎週火・木曜日 午前9時～正午	市役所1階 福祉課窓口	福祉課 福祉企画係 (FAX 83-1141)

詳しくは、担当課までお問合せください。

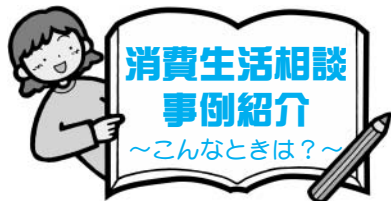
〇〇福祉の里八ツ田 相談コーナー〇〇

▷予約・問合せ 社会福祉協議会 (☎82-8833)

心配ごと相談・人権相談	毎週火曜日	午後1時～4時
交通事故相談(予約制で各回3人)	毎月第2火曜日	午後1時～4時
法律相談(予約制で6人まで)	毎月第2・4木曜日	午後1時～4時
カウンセリング(予約制)	毎週水・土曜日	午後1時～2時

※法律相談は毎月1日(休日を除く)の午前8時30分から予約してください。

結婚相談	毎週火曜日	午後1時～4時
労働相談	毎月第2火曜日	午後1時～4時
心身障がい者(児)生活相談	毎月第2水曜日	午後1時～3時
行政相談	毎月第2・4金曜日	午後1時～4時



このコーナーでは、県内の消費生活相談に寄せられた相談事例等をご紹介します。

【相談内容】 自宅に突然業者が尋ねてきて、長時間にわたり太陽光発電の勧誘を受けました。「国から助成が受けられる」「モニターになってくれれば値引きする」などと説明を受け、契約をしてしまいました。あとからよく考えると高額なので、契約を解除したいのですが、解除することはできますか。

【アドバイス】 契約内容についての書面を受け取った日から8日間はクーリングオフができます。8日間を過ぎていても、勧誘のされ方によっては契約の取り消しができる場合があります。早めに消費生活相談窓口にご相談しましょう。

■消費生活全般についてのご相談は下記まで■

【知立市役所内 相談コーナー】 毎週金曜日：午後1時～4時 ▶問合せ 市民相談コーナー (内線202)・経済課 (内線212)

【西三河県民生活プラザ】 月～金曜日：午前9時～午後4時30分 ▶消費生活相談専用ダイヤル ☎0564(27)0999